

令和 5 年 12 月 25 日

お客さまへ

米子第一交通株式会社  
代表取締役 荒木浩幸

## タクシー運賃の改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てとご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和 5 年 11 月 24 日付で中国運輸局長より、タクシー料金の新運賃が公示され、弊社におきましても令和 5 年 12 月 25 日から新運賃料金を実施いたします。

ご利用のお客様にはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。今後も更なるサービス向上・乗務員のマナーアップに努めて参りますので、引き続き、倍旧のご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

### 新運賃料金 令和 5 年 12 月 25 日適用開始

#### ■適用地域・・・鳥取県地区

距離制運賃	初乗り運賃	1,500mまで <b>740 円</b>
	加算運賃	279mまで毎に <b>90 円</b>
時間距離併用運賃	時速 10km 以下の走行時間	1 分 40 秒まで毎に <b>90 円</b>
深夜・早朝割増	午後 10 時～午前 5 時 間の運送	2 割増
割引運賃	身体障害者手帳、療育手帳の呈示	1 割引
	運転経歴証明書の呈示	1 割引

- 車種区分におきまして、「小型車」「中型車」が統合され、「普通車」となります。
- 時間制貸切運賃など、その他の詳細につきましては [運賃・料金表](#) をご確認ください。
- 運賃改定に伴い、各種 [観光タクシー料金](#) も変更となります。

以上

(お問合せ先・運行会社)

米子第一交通株式会社

T E L : 0859-24-2175